

## 雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 総合的な雇用対策について

(1) 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業を継続・拡充すること。

また、当該事業要件の見直しや新たな支援制度の創設等、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 若年者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体の実施する雇用・就業対策に対する十分な財政支援を講じること。

### 2. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。

また、シルバー人材センター事業に対する十分な財政措置を講じること。

### 3. 女性の就労機会の拡大を図ること。

4. 地域若者サポートステーションについて、委託期間を複数年度に改めるとともに、地域の実情を踏まえ、事業実施に係る費用について十分な財政措置を講じること。

5. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を緩和し、設置の恒久化を可能とすること。

6. ひとり親に対する就労支援対策として、国の責任において、ひとり親に係る雇用機会の拡大、賃金水準の改善及び就労の安定等を図り、雇用主の理解と協力を得られる雇用政策を実施すること。

7. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

## 8. 東日本大震災関係について

(1) 震災等緊急雇用対応事業について、財政措置を拡充すること。

また、雇用期間を延長するとともに、対象地域を拡大すること。

(2) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、若者等の地元定着を図るための支援策を講じること。

(3) 新たな企業誘致や雇用機会創出を図るため、震災関連人材育成支援奨励金の期間を延長すること。

また、同奨励金と被災者雇用開発助成金について、支給要件緩和や支給額の増額など、支援内容の充実を図ること。

さらに、県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促すための新たな施策を講じること。

(4) 被災地の労働力不足を解消するため、労働者受入れに向けた支援策を拡充するなど、労働力確保対策を講じること。